



町に愛を。胸に羽根を。

赤い羽根共同募金にご協力をお願いします

「赤い羽根共同募金運動」は、昭和22年に始まって以来今日まで、県民の皆様の善意に支えられ、県内の民間福祉施設・団体の活動支援や、県・市社会福祉協議会の地域福祉活動の推進に多大な貢献をしております。

平成24年度は、みなさまのご協力により約2億1千5百万円の募金収入があり、県下約600ヶ所の福祉施設等への助成資金として活用されました。また、平成24年7月に日田市、中津市及び竹田市で発生した大雨災害の被災者を支援するボランティアセンターの設置・運営資金として、約1千百万円の支援をおこないました。

このように共同募金はあなたの町の困った人を助けるために使われます。どうぞ今年も愛にあふれた町づくりのために共同募金運動へのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



だいふくん 募金バッジ

大好評販売中!!

大分県社会福祉協議会のマスコットキャラクター「だいふくん」が募金バッジになりました!! 「だいふくん」の名前の由来どおり「大」分の「福」祉を良くするため、より多くの善意をお寄せいただき、助成を待たれている社会福祉施設や団体にお届けしたいと願っております。

皆様方には、こうした趣旨をご理解のうえ、是非このバッジの購入にご協力いただきますよう心からお願い申し上げます。

販売金額: 500円/個

おおいたのグルメを食べて募金をしよう!! 大分グルメ散歩募金

大分グルメ散歩募金は、県内の食品販売業者をお願いして協賛いただいた商品を斡旋し、売上金の一部を赤い羽根共同募金へ寄付していただく取り組みです。県産グルメを楽しみながら地域福祉と地産地消活動に貢献できる「大分グルメ散歩募金」を今年もよろしくお願いいたします!!



「大分グルメ散歩募金」スケジュール表

注文締切日	納品開始	注文締切日	納品開始
10/25	11/6~	11/22	12/4~

お問い合わせ・連絡先
社会福祉法人 大分県共同募金会
 TEL 097-552-2371 FAX 097-552-6250

共同募金会へお電話ください。申込書をお送りします。

表 福祉サービス評価センターおおいたに係る手数料額改正表

- (1)福祉サービス第三者評価
- 手数料額
 - ア… 1事業所あたり 250,000円(消費税額含む)
 - イ… 大分県社会福祉協議会会員法人が経営する事業所 1事業所あたり 230,000円(消費税額含む)

※250,000円から20,000円の減
 - 社会的養護関係施設においては、国等が定める措置費の限度額とする。ただし、県外からの受審に関しては、手数料額その他旅費等(大分県社会福祉協議会旅費規程に準じる)を請求する。
- 2.手数料額の減額
- 同一法人が運営する事業所であり、同一年度内に2事業所以上受審する場合は、2事業所目以降の手数料額を1事業所につき230,000円(消費税額含む)とする。

ただし、大分県社会福祉協議会会員法人が経営する事業所において、同一年度内に2事業所以上受審する場合は、2事業所目以降の手数料額を1事業所につき220,000円(消費税額含む)とする。
 - 「福祉サービス評価センターおおいた」において評価を確定した日から3年以内に同一法人から受審の申し込みをした場合は、手数料額を1事業所につき230,000円(消費税額含む)とする。

ただし、大分県社会福祉協議会会員法人が経営する事業所においては、1事業所につき220,000円(消費税額含む)とする。

※230,000円から10,000円の減
 - 社会的養護関係施設は除く。



《平成24年度受審法人(事業所)》

No.	種別	法人名	事業所名	所在地
1	訪問介護事業所	社会福祉法人 愛泉会	ホームヘルプサービス情和園	由布市
2	特別養護老人ホーム	社会福祉法人 偕俸社	特別養護老人ホーム 悠々居	竹田市
3	通所介護事業所	社会福祉法人 偕俸社	介護保険サービスセンター 悠々タウン 竹田 通所介護事業部	竹田市
4	訪問介護事業所	社会福祉法人 偕俸社	介護保険サービスセンター 悠々タウン 竹田 訪問介護事業部	竹田市
5	児童養護施設	社会福祉法人 庄内厚生館	児童養護施設 山家学園	由布市
6	児童養護施設	社会福祉法人 別府平和園	別府平和園	別府市
7	幼保連携型認定こども園	学校法人 立山学園 社会福祉法人 森友会	幼保連携型認定こども園 みんなの森こども園	大分市

社会福祉法人を取り巻く環境が大きく変わろうとしています。政策会議規制改革会議等)においても、「内部留保」「経営情報の公開」「地域貢献」等々、社会福祉法人制度に対する指摘がなされています。こうした中、外部監査や第三者評価による社会福祉法人の信頼を揺るぎないものにするための取り組みも、最近俄に脚光を浴びてきています。

全国社会福祉法人経営者協議会では、「アクションプラン2015」(平成23年度〜27年度中期行動計画)に第三者評価の受審を行動指針に打ち出し、今年度の事業計画にも第三者評価を積極的に受審するように強く呼びかけています。

このような流れの中、公正・中立な立場の第三者評価機関からの評価を受けることで、受審事業所は、社会からの信頼を得ることとなります。

大分県社会福祉協議会「福祉サービス評価センターおおいた」では、社会福祉法人のみなさまの受審を考慮し、受審手数料を引き下げました。(表)

さらに、受審法人(事業所)を大分県総合社会福祉会館や大分県社会福

祉介護研修センターにパネル化等写るとともに、大分労働局の協力を得て、県下7ハローワークに掲示できることになりました。さらに、福祉養成校では、第三者評価事業について学ぶとともに、受審法人の揭示も検討していただいています。このように、第三者評価の受審は

① 事業運営における問題点を把握し、提供するサービスの質の向上を図る。

② 評価結果が公表されることから、利用者の適切なサービス選択に結びつける。

という従来のものから、さらに、福祉人材の確保のツールになることも考えられています。

また、第三者評価を受審していない法人や過去に受審して数年が経過した法人にとっては、まさに早めの受審が求められています。

〜受審手数料を引き下げました〜

「第三者評価で、信頼される元気な法人」